

## 女性活躍推進法に基づく情報公表

公表日：2025年6月1日

### 【男女の賃金の差異】

区分	男性の賃金に対する 女性の賃金の割合
全労働者	59.2%
正職員	63.8%
パート・有期職員	57.8%

- 対象期間 : 2024年4月1日から2025年3月31日まで
- 賃金 : 基本給、超過労働に対する報酬、賞与等を含む総支給額
- 正職員 : 当生協から他団体への出向者を含む。
- パート・有期職員 : パートタイマー、嘱託を含み、派遣職員を除く。
- 差異についての補足説明 : 「正職員」「パート・有期職員」ともに男性職員数において、賃金水準の高い医師の占める比率が著しく高いため、男女間賃金格差が大きくなっている。(正職員数のうち医師の占める割合は、男性19.3%、女性1.8%。パート・有期職員数のうち医師の占める割合は、男性17.9%、女性0.8%。)

### 【採用した労働者に占める女性労働者の割合】

区分	男性	女性
総合正職	37%	63%
一般正職	0%	100%
臨時	0%	100%
契約	20%	80%
定時	10%	90%

対象期間 : 2024年4月1日から2025年3月31日まで

【男女の平均継続勤務年数の差異】

区分	男性	女性
総合正職	13.85 年	15.36 年
一般正職	15.07 年	16.04 年
臨時	-	16.83 年
契約	7.00 年	14.42 年
定時	15.53 年	18.45 年
嘱託医師	22.66 年	22.5 年

対象 : 期間の定めのない労働者及び契約期間が5年を超える労働者